

事務連絡

令和5年2月22日

保護者の皆さま

川崎市子ども未来局保育事業部保育第1課長

保育第2課長

運営管理課長

子育て推進部保育対策課長

幼児教育担当課長

新型コロナウイルス感染症により保育所等が 臨時休園等を行った場合の利用者負担額の減免について

日頃から、本市の保育行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に伴い保育所等が臨時休園となった場合等においては、登園しなかった日数に応じて保育料を減免する対応を行っているところですが、先般、内閣府・厚生労働省より、令和5年4月以降当該減免措置を廃止する旨の通知が発出されたことから、本市におきましても、現行の新型コロナウイルス感染症に伴う保育料減免の取扱いを令和4年度末までとし、令和5年4月以降は行わないこととしましたのでお知らせいたします。

引き続き、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大防止のため、御家庭における児童の健康管理、保育所等の感染予防対策に御理解・御協力いただきますよう、お願いいたします。

※保育所等：保育所（一時保育事業、年度限定型保育事業、休日保育事業を含む）

認定こども園（保育所部分及び一時保育事業）、地域型保育事業

1 保育料の減免の扱いについて

新型コロナウイルス感染症による保育所等の臨時休園期間や、園児が陽性・濃厚接触者となった場合の登園停止期間等の保育料の日割りによる減免措置については、令和5年3月31日で終了し、令和5年4月1日以降当該取扱いは行いません。

※ 保育料の還付対象期間につきましては主食・副食費等の実費徴収分についても可能な限り減額をしてきましたが、令和5年4月1日以降は主食・副食費等の実費徴収分の減額の対応は行いません。

※ 令和5年3月までの期間における減免措置分については、令和5年4月1日以降も別途対応を行いますので、御承知置きください。

2 保育所等における感染拡大防止への対応について

保育所等が実施する新型コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大防止のための取組等に引き続き御協力くださいますよう、よろしく申し上げます。

なお、登園停止の取扱いについては従来と変更ございませんので、園児が陽性又は濃厚接触者となった場合につきましては、在園する施設へ速やかに連絡をお願いいたします。

3 その他

本件を含む今後の対応については、本市のホームページを随時更新してまいりますので、御確認ください。

【問合せ先】

(認可保育所の運営に関すること)

川崎市子ども未来局保育事業部保育第1課

電話 044-200-2662

(地域型保育事業の運営に関すること)

川崎市子ども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

(公立保育所の運営に関すること)

川崎市子ども未来局保育事業部運営管理課

電話 044-200-2660

(認定子ども園(保育所部分及び一時保育事業)の運営に関すること)

川崎市子ども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-3179

(保育料の徴収・還付に関すること)

川崎市子ども未来局子育て推進部保育対策課

電話 044-200-3727